

四半期報告書

(第151期第2四半期)

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

株式会社ニッカトー

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年11月12日

【四半期会計期間】 第151期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社ニッカトー

【英訳名】 NIKKATO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大西宏司

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【電話番号】 072-238-3641 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経理部長 濱田悦男

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【電話番号】 072-238-3641 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経理部長 濱田悦男

【縦覧に供する場所】 株式会社ニッカトー 東京管理本部
(東京都文京区大塚5丁目7番12号NKビル新大塚)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第150期 第2四半期累計期間	第151期 第2四半期累計期間	第150期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	5,014,906	4,137,246	9,329,618
経常利益 (千円)	558,272	195,843	752,367
四半期(当期)純利益 (千円)	375,426	133,355	441,068
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,320,740	1,320,740	1,320,740
発行済株式総数 (千株)	12,135	12,135	12,135
純資産額 (千円)	11,056,485	11,066,394	10,865,165
総資産額 (千円)	14,709,101	15,257,969	15,220,841
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	31.45	11.17	36.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	11.0	3.0	22.0
自己資本比率 (%)	75.2	72.5	71.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	572,556	703,011	776,232
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△995,541	△217,377	△2,071,626
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△165,450	△154,057	1,078,753
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,038,802	2,742,172	2,410,596

回次	第150期 第2四半期会計期間	第151期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.22	8.35

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期における我が国の経済は、「緊急事態宣言」の全面解除により、緩やかではありますが経済活動が回復に向かいつつも、「第2波」に伴う不確実性の高まりが企業活動を委縮させ、設備投資や生産の調整等余儀なくされました。また、感染防止のための消費活動の制限及び未だ方向性が見えない米中貿易問題等々、先行きを見通すことが困難な状況下にあります。

このような状況の中、主力のセラミックス事業は、「緊急事態宣言」解除以降の事業活動を感染症対策を講じたうえで徐々に回復させているものの4月・5月の休業の影響に加え、宣言解除後も新型コロナウイルスの影響により営業活動に制限が続いていることにより前年同期比16.9%減収の3,231,258千円となりました。市場別構成比率では、電子部品向け60.7%、化学・窯業向け10.0%、環境・エネルギー向け4.2%となりました。一方エンジニアリング事業につきましても同様に営業活動に制限を受けていることに加え客先の設備投資の低迷の影響により前年同期比19.6%減収の905,988千円となりました。市場別構成比率は電子部品向け29.3%、自動車・重機向け21.1%、環境・エネルギー向け20.3%となりました。結果当第2四半期の売上高合計は、前年同期比17.5%減収の4,137,246千円となりました。

損益面につきましては、セラミックス事業は休業及び減収による工場稼働率の低下、近年の積極的な設備投資による減価償却費負担の増加によりセグメント利益は前年同期比75.0%減益の131,986千円となりました。エンジニアリング事業も固定費の削減及び利益率の改善に取り組んでいるものの減収の影響を吸収するには至らず3,876千円のセグメント損失（前年同期は19,469千円の損失）となりました。この結果、営業利益は前年同期比74.8%減益の128,110千円となり、経常利益は前年同期比64.9%減益の195,843千円、四半期純利益も64.5%減益の133,355千円となりました。

当第2四半期の財政状態については、総資産が前期末比0.2%増の15,257,969千円となりました。内訳としては流動資産が前期末比2.5%増の8,546,311千円となり、特に現金及び預金が13.8%増の2,742,172千円となりました。この増加要因は売上債権の回収及び長期借入金の借入によるものであります。また、固定資産が前期末比2.5%減の6,711,657千円となり、主に有形固定資産が4.2%減の4,823,006千円となりました。これらの減少要因は減価償却によるものであります。

一方の負債は、前期末比3.8%減の4,191,574千円となりました。内訳としては流動負債が前期末比4.2%減の2,767,088千円、固定負債が前期末比2.9%減の1,424,485千円となり、流動負債は主に営業外電子記録債務が78.3%減の31,704千円、未払金が46.9%減の246,025千円となりました。これらの減少要因は生産設備の支払いの減少によるものです。固定負債の減少要因は長期借入金の一年内返済予定の長期借入金への振替によるものであります。

また、純資産が前期末比1.9%増の11,066,394千円となりました。これは主に評価・換算差額等が86.5%増加したことで、株価上昇に伴う投資有価証券の評価増によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物は2,742,172千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、政府の「緊急事態宣言」発令による休業及び宣言解除後も営業活動に制限を受けた影響により税引前四半期純利益が195,104千円と前年同期比356,225千円(64.6%)減少いたしました。一方で、減収に伴う工場稼働率の低下により棚卸資産の増減額は△10,191千円と前年同期比269,759千円(96.4%)支出が減少いたしました。結果、営業活動によるキャッシュ・フローは703,011千円と前年同期比130,455千円(22.8%)収入が増加いたしました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、企業活動に制限を受けた影響もあり新規の設備投資が減少したことによる支払いの減少により有形固定資産の取得による支出が△358,128千円と前年同期比609,283千円(63.0%)減少いたしました。結果、投資活動によるキャッシュ・フローは△217,377千円と前年同期比778,163千円(78.2%)支出が減少いたしました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、新たに長期借入金の借入を行ったことにより長期借入金による収入が100,000千円増加いたしました。結果、財務活動によるキャッシュ・フローは△154,057千円と前年同期比11,392千円(6.9%)支出が減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに不適切な者によって支配されることを防止するための取組みを定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りです。

(会社の支配に関する方針)

1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えております。また、当社は大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定出来ません。

したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行うとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 買収防衛策についての取組み

上記基本方針に基づき、当社取締役会は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、現行プランといいます。)を2015年6月22日開催の第145回定時株主総会において、出席株主の皆様の過半数のご承認を得て継続しました。この買収防衛策は、有効期限を2018年6月30日までに開催される第148回定時株主総会終結の時までとしておりましたので、当社の企業価値及び株主様共同の利益をさらに向上させるために第148回定時株主総会において第145回定時株主総会と同様に出席株主の皆様の過半数のご承認を得て買収防衛策を継続しました。(以下、継続後のプランを本プランといいます。)

(1) 本プランの概要

a. 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合には、買付等を行う者またはその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集や検討等を行う期間を確保し、また株主の皆様当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続きを定めております。

また、本プランにおいて対抗措置を実施する場合など重要な判断に際しては、独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。これに加え独立委員会が本対抗策の実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集するものとされております。

b. 対抗措置（新株予約権無償割当）について

買付者等の行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう恐れがあると独立委員会が判断し、本対抗策の実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を召集し株主総会の決議により、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当をいたします。

c. 独立委員会の設置

本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、社外の有識者の中から選任されます。なお、現在の独立委員会は、以下のとおり社外の有識者3名により構成されています。

《独立委員会メンバー》

- ・有識者：北林 博（弁護士）
- ・有識者：藤巻 一雄（弁護士）
- ・有識者：渡辺 浩教（公認会計士、税理士）

d. 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに基づき、新株予約権の無償割当がなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換に買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合は、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることになります。

(2) 大規模買付行為に係る手続き

a. 対象となる大規模買付行為等

当社は、本プランに基づき、以下のイ、またはロ、に該当する買付等がなされた場合に、本プランに定める手続きに従い本新株予約権の無償割当を実施することがあります。

イ. 当社が発行者である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等

ロ. 特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等

b. 大規模買付者に対する情報の提供の要求

上記a. に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に当社に対して本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、適宜提出期限を定めた上、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者に交付し、当該買付者に対しリストに従った情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

c. 大規模買付行為の内容の検討及び大規模買付者との交渉、代替案の検討等

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者から十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに大規模買付行為の内容の検討や大規模買付者と交渉する代替案の作成等に必要場合は、検討期間を延長することができるものとします。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動の可否を判断します。

また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を採る場合

があります。

d. 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は2021年6月30日までに開催される第151回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(3) 本プランが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

a. 基本方針に沿うもの

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したもので、前述した当社の基本方針にも沿うものです。

b. 株主共同の利益を損なうものでないこと

大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の判断に委ねることを基本とし、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間の確保、大規模買付者との交渉を行うこと等を可能にすることで当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的で導入されたものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

c. 当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランの導入・継続は、当社取締役会の決議だけでなく、株主総会での承認を要すること、すなわち株主の意思に基づくものになっております。

また、当社取締役の任期を1年に短縮したことにより、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映できます。

さらに、本プランの発動等の運用に際しては当社取締役会の恣意的判断を排除するために独立委員会を設置していますので、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、スローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、本プランには当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における当社の研究開発活動の総額は101,433千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,280,000
計	37,280,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,135,695	12,135,695	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	12,135,695	12,135,695	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月30日	—	12,135,695	—	1,320,740	—	1,088,420

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ニッコー取引先持株会	大阪府堺市堺区遠里小野町3丁目2番24号	661	5.54
東ソー株式会社	東京都港区芝3丁目8番2号	599	5.02
株式会社チノー	東京都板橋区熊野町32番8号	574	4.81
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	510	4.28
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	499	4.18
ニッコー従業員持株会	大阪府堺市堺区遠里小野町3丁目2番24号	444	3.72
株式会社共和電業	東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番1号	400	3.35
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	353	2.96
株式会社ツバキ・ナカシマ	奈良県葛城市尺土19番地	300	2.51
西村 隆	東京都目黒区	288	2.42
計	—	4,631	38.80

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,919,300	119,193	—
単元未満株式	普通株式 16,395	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,135,695	—	—
総株主の議決権	—	119,193	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ニッカトー	大阪府堺市堺区遠里小野 町3丁2番24号	200,000	—	200,000	1.65
計	—	200,000	—	200,000	1.65

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、清稜監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,410,596	2,742,172
受取手形及び売掛金	3,079,940	2,852,657
商品及び製品	1,242,085	1,282,121
仕掛品	1,169,647	1,114,277
原材料及び貯蔵品	353,811	379,337
その他	82,567	175,745
流動資産合計	8,338,649	8,546,311
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,468,106	1,418,937
機械及び装置（純額）	1,532,604	1,378,476
その他（純額）	2,031,920	2,025,592
有形固定資産合計	5,032,631	4,823,006
無形固定資産		
	146,842	135,702
投資その他の資産		
投資有価証券	1,544,590	1,625,621
その他	158,126	127,325
投資その他の資産合計	1,702,717	1,752,947
固定資産合計	6,882,191	6,711,657
資産合計	15,220,841	15,257,969
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	283,759	321,339
買掛金	1,102,031	1,084,644
短期借入金	400,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	220,892	248,392
営業外電子記録債務	146,128	31,704
未払金	462,896	246,025
賞与引当金	219,400	216,800
役員賞与引当金	21,131	10,565
その他	32,021	207,617
流動負債合計	2,888,260	2,767,088
固定負債		
長期借入金	1,178,412	1,128,716
役員退職慰労引当金	163,787	170,703
資産除去債務	42,104	42,338
繰延税金負債	-	11,288
製品補償引当金	10,921	-
その他	72,190	71,439
固定負債合計	1,467,415	1,424,485
負債合計	4,355,676	4,191,574

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,320,740	1,320,740
資本剰余金	1,225,438	1,225,438
利益剰余金	8,176,090	8,178,153
自己株式	△87,498	△87,518
株主資本合計	10,634,770	10,636,813
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	230,394	429,580
評価・換算差額等合計	230,394	429,580
純資産合計	10,865,165	11,066,394
負債純資産合計	15,220,841	15,257,969

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
売上高	5,014,906	4,137,246
売上原価	3,802,515	3,358,099
売上総利益	1,212,390	779,146
販売費及び一般管理費	※1 704,956	※1 651,036
営業利益	507,433	128,110
営業外収益		
受取利息	1,351	1,198
受取配当金	26,737	23,219
受取保険金	15,302	-
雇用調整助成金	-	37,071
その他	12,858	19,495
営業外収益合計	56,250	80,986
営業外費用		
支払利息	2,015	5,645
コミットメントフィー	2,648	5,656
その他	747	1,951
営業外費用合計	5,411	13,253
経常利益	558,272	195,843
特別損失		
固定資産廃棄損	6,941	738
特別損失合計	6,941	738
税引前四半期純利益	551,330	195,104
法人税、住民税及び事業税	151,000	76,000
法人税等調整額	24,903	△14,250
法人税等合計	175,903	61,749
四半期純利益	375,426	133,355

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	551,330	195,104
減価償却費	299,974	324,612
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△700	-
受取利息及び受取配当金	△28,089	△24,418
支払利息	2,015	5,645
投資有価証券売却損益 (△は益)	-	△2,659
前払年金費用の増減額 (△は増加)	4,183	△20,926
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△2,136	6,916
固定資産廃棄損	6,941	738
受取保険金	△15,302	-
助成金収入	-	△37,071
製品補償引当金の増減額 (△は減少)	△34,658	△10,921
売上債権の増減額 (△は増加)	445,053	227,282
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△279,950	△10,191
その他の資産の増減額 (△は増加)	102,369	△149,688
仕入債務の増減額 (△は減少)	△181,885	20,193
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△47,431	145,129
その他の負債の増減額 (△は減少)	△88,379	△22,935
小計	733,335	646,808
利息及び配当金の受取額	28,089	24,418
利息の支払額	△1,924	△5,938
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△202,246	650
保険金の受取額	15,302	-
助成金の受取額	-	37,071
営業活動によるキャッシュ・フロー	572,556	703,011
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△967,411	△358,128
無形固定資産の取得による支出	△27,219	△68,496
投資有価証券の取得による支出	△1,218	△1,248
投資有価証券の売却による収入	-	9,972
投資有価証券の償還による収入	-	200,000
貸付金の回収による収入	77	-
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	231	523
投資活動によるキャッシュ・フロー	△995,541	△217,377
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	△33,696	△122,196
自己株式の取得による支出	△3	△19
リース債務の返済による支出	△340	△750
配当金の支払額	△131,410	△131,091
財務活動によるキャッシュ・フロー	△165,450	△154,057
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△588,435	331,575
現金及び現金同等物の期首残高	2,627,237	2,410,596
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 2,038,802	※1 2,742,172

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)「新型コロナウイルス感染症の会計上の見積りに対する影響」に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
荷造運賃費	37,050千円	34,648千円
役員報酬	37,240 "	36,260 "
従業員給料手当	252,122 "	250,005 "
地代家賃	25,790 "	27,895 "
貸倒引当金繰入額	△700 "	— "
賞与引当金繰入額	94,100 "	68,800 "
役員賞与引当金繰入額	15,050 "	9,350 "
役員退職慰労引当金繰入額	6,892 "	6,916 "
減価償却費	21,669 "	29,310 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第 2 四半期累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月 30 日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)
現金及び預金	2,038,802千円	2,742,172千円
現金及び現金同等物	2,038,802千円	2,742,172千円

(株主資本等関係)

I 前第 2 四半期累計期間(自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月 30 日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	131,295	11.00	2019年 3 月 31 日	2019年 6 月 24 日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年 11 月 5 日 取締役会	普通株式	131,295	11.00	2019年 9 月 30 日	2019年 12 月 2 日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第 2 四半期累計期間(自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	131,292	11.00	2020年 3 月 31 日	2020年 6 月 22 日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 11 月 2 日 取締役会	普通株式	35,807	3.00	2020年 9 月 30 日	2020年 12 月 1 日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	セラミックス事業	エンジニアリング事業	
売上高			
外部顧客への売上高	3,888,071	1,126,834	5,014,906
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	3,888,071	1,126,834	5,014,906
セグメント利益又は損失(△)	526,903	△19,469	507,433

(注) セグメント利益又は損失(△)の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	セラミックス事業	エンジニアリング事業	
売上高			
外部顧客への売上高	3,231,258	905,988	4,137,246
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	3,231,258	905,988	4,137,246
セグメント利益又は損失(△)	131,986	△3,876	128,110

(注) セグメント利益又は損失(△)の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月 30 日)	当第 2 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益金額	31円45銭	11円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	375,426	133,355
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	375,426	133,355
普通株式の期中平均株式数(株)	11,935,947	11,935,677

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第151期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)第2四半期末の配当について、2020年11月2日開催の取締役会において、2020年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 35,807千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 3円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2020年12月1日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月2日

株式会社ニッコー
取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 和 也 印

業務執行社員 公認会計士 卯 野 貴 志 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッコーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第151期事業年度の第2四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニッコーの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年11月12日

【会社名】 株式会社ニッカトー

【英訳名】 NIKKATO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大西 宏司

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

【縦覧に供する場所】 株式会社ニッカトー東京管理本部
(東京都文京区大塚5丁目7番12号NKビル新大塚)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大西宏司は、当社の第151期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

